

設立準備会の情報公開(案)

資料-7

設立準備会の公開については、社会の要請や他の流域委員会での実施状況を踏まえると、公開が基本と考えられる。

設立準備会の公開のあり方について、つぎの事項について審議・決定する。

- ①取材の方法(案)について
- ②会議の傍聴対象者(案)について
- ③設立準備会の開催案内(案)について
- ④会議資料の公開方法(案)について
- ⑤審議の内容および結果の公開方法(案)について
- ⑥個人名の取り扱い(案)について

前出の各事項については、先行している九頭竜川流域委員会準備会議および他の流域委員会準備会の状況を踏まえ、つぎのとおりとする。

1.取材の方法(案)について

会議風景のテレビ・ビデオ撮影・写真撮影および発言の録音については、審議の進行に支障を来たさない範囲で原則的に自由とする。

ただし、個人のプライバシーに関わる部分の報道については、マスコミに対し常識やモラルを踏まえた扱いを求める。

2. 会議の傍聴対象者(案)について

設立準備会の傍聴対象者については、当日、先着順とする。

3. 設立準備会の開催案内(案)について

設立準備会の開催案内については、記者クラブに対する情報提供、福井河川国道事務所のホームページにより行うものとする。

4. 会議資料の公開方法(案)について

会議資料については、原則、公開とする。公開方法としては、会議場で配布するとともに、設立準備会のホームページを開設し、閲覧できるものとする。

また、会議資料は、下記の設置場所において、閲覧ができるようにする。

設 置 機 関		所 在 地
近畿地方整備局	福井河川国道事務所	福井市花堂南2-14-7
	福井河川国道事務所 北川出張所	小浜市遠敷1-101
	河川部 河川計画課	大阪市中央区大手前1-5-44
自治体	小浜市役所	小浜市大手町6-3
	若狭町役場上中庁舎	福井県三方上中郡若狭町市場20-18

5. 審議の内容および結果の公開方法(案)について

審議の内容および結果の公開方法について、審議のすべての内容を公開すると膨大となるため、骨子をまとめた議事録を公開することとする。

公開方法としては、設立準備会のホームページに掲載するとともに、ニュースレターを作成し、配布する。配布場所としては、会議資料の閲覧場所とする。また、ニュースレターも上記ホームページで閲覧できるようにし、可能な限りペーパーレス化に努めるものとする。

6. 個人名の取り扱い(案)

北川流域委員会の委員選定時における個人名については、原則として委員就任前の段階では非公開とし、委員就任後は公開とする。このため、委員選定を行う会議については、候補委員のプライバシーに配慮し、非公開で実施するものとする。

以上